

# 給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

令和5年10月  
北海道人事委員会

# 目 次

1 給与勧告の対象職員	1
2 給与勧告の仕組み	2
3 民間給与との比較	3
4 本年の勧告のポイント	4
5 近年の給与勧告の実施状況	5

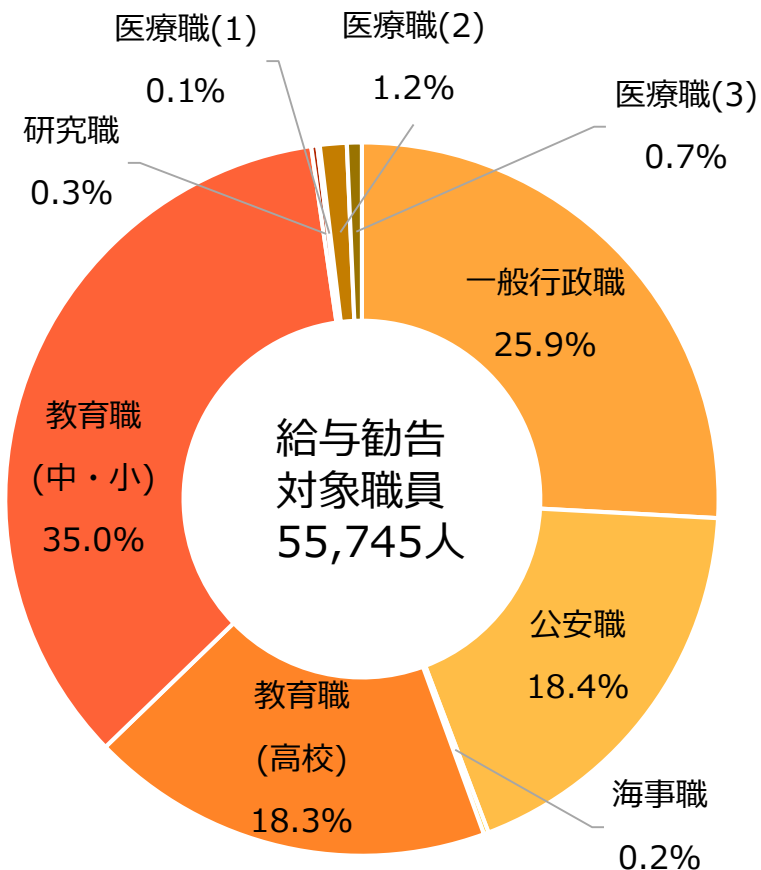
## 人事委員会とは

人事委員会は、都道府県や政令指定都市などに設置される行政委員会で、3名の委員による合議制により、専門的・中立的な立場から、人事行政に関する調査研究を行うとともに、次のような役割を担っています。

- ① 準司法的権限：任命権者と職員との間の紛争を裁定  
(勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分の審査請求の審査など)
- ② 準立法的権限：人事委員会規則を制定  
(各種内部手続の規則、初任給や昇格・昇給の基準に関する規則など)
- ③ 行政的権限：給与勧告や条例の制定・改廃への意見申出、競争試験・選考の実施など

# 1 給与勧告の対象職員

令和5年4月1日現在の給与勧告対象職員は、55,745人（平均年齢42.2歳）です。



※技能労務職員、企業職員及び病院事業職員は、給与勧告の対象外のため含まれていません。

給料表	職員の例	職員数(人)	平均年齢(歳)
一般行政職	事務・技術員	14,411	41.3
公安職	警察官	10,243	37.7
海事職	船員	121	41.7
教育職(高校)	高校、特別支援学校の教員	10,217	44.9
教育職(中・小)	小・中学校の教員	19,485	43.7
研究職	研究員	152	41.6
医療職(1)	医師	62	50.4
医療職(2)	獣医師、薬剤師、栄養士	677	42.7
医療職(3)	保健師、看護師	377	43.8
計		55,745	42.2

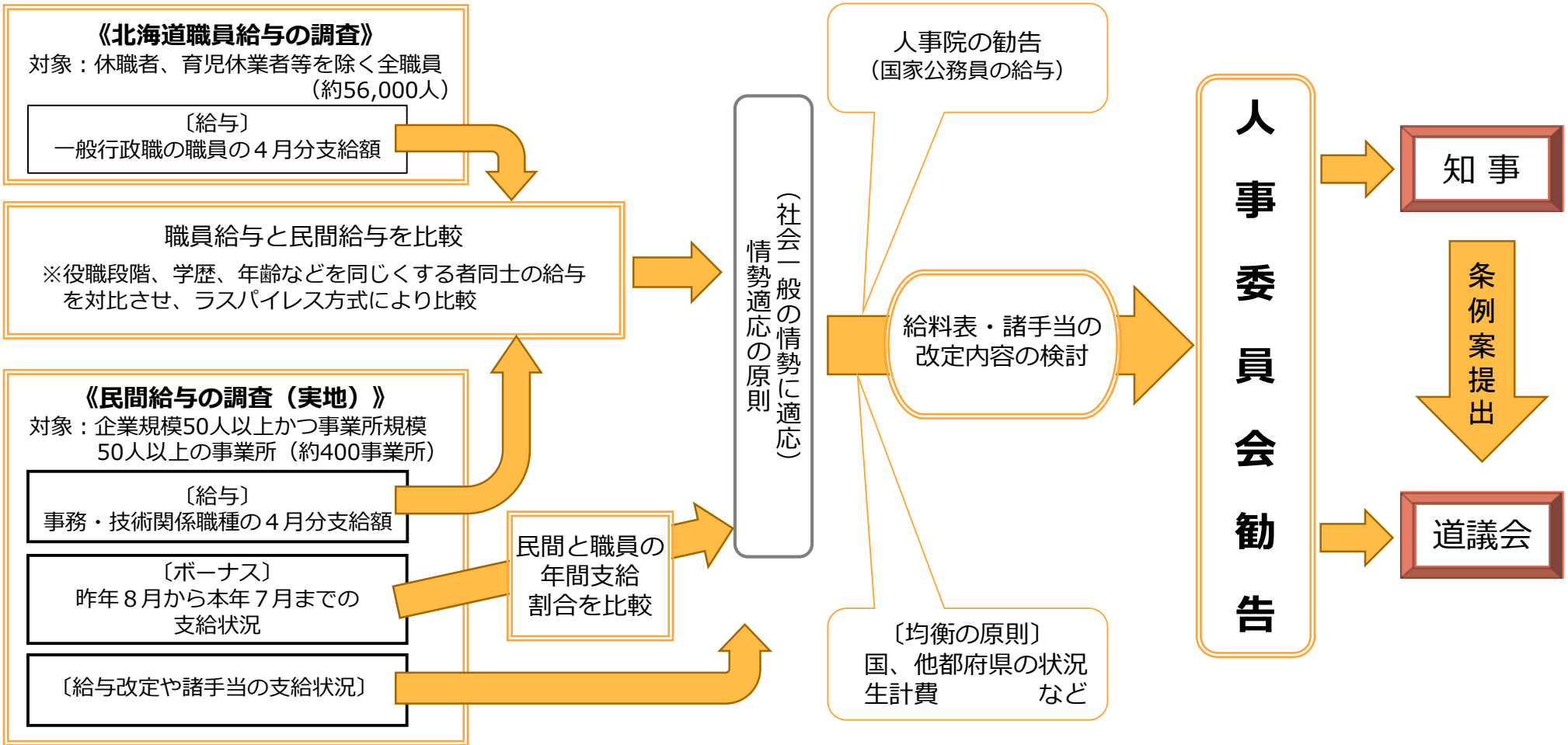
※再任用職員、任期付研究員、任期付職員は含まない。

## <職員に適用する条例の種類>

- ・北海道職員の給与に関する条例
- ・北海道学校職員の給与に関する条例
- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例
- ・北海道地方警察職員の給与に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

## 2 給与勧告の仕組み

給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。  
勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

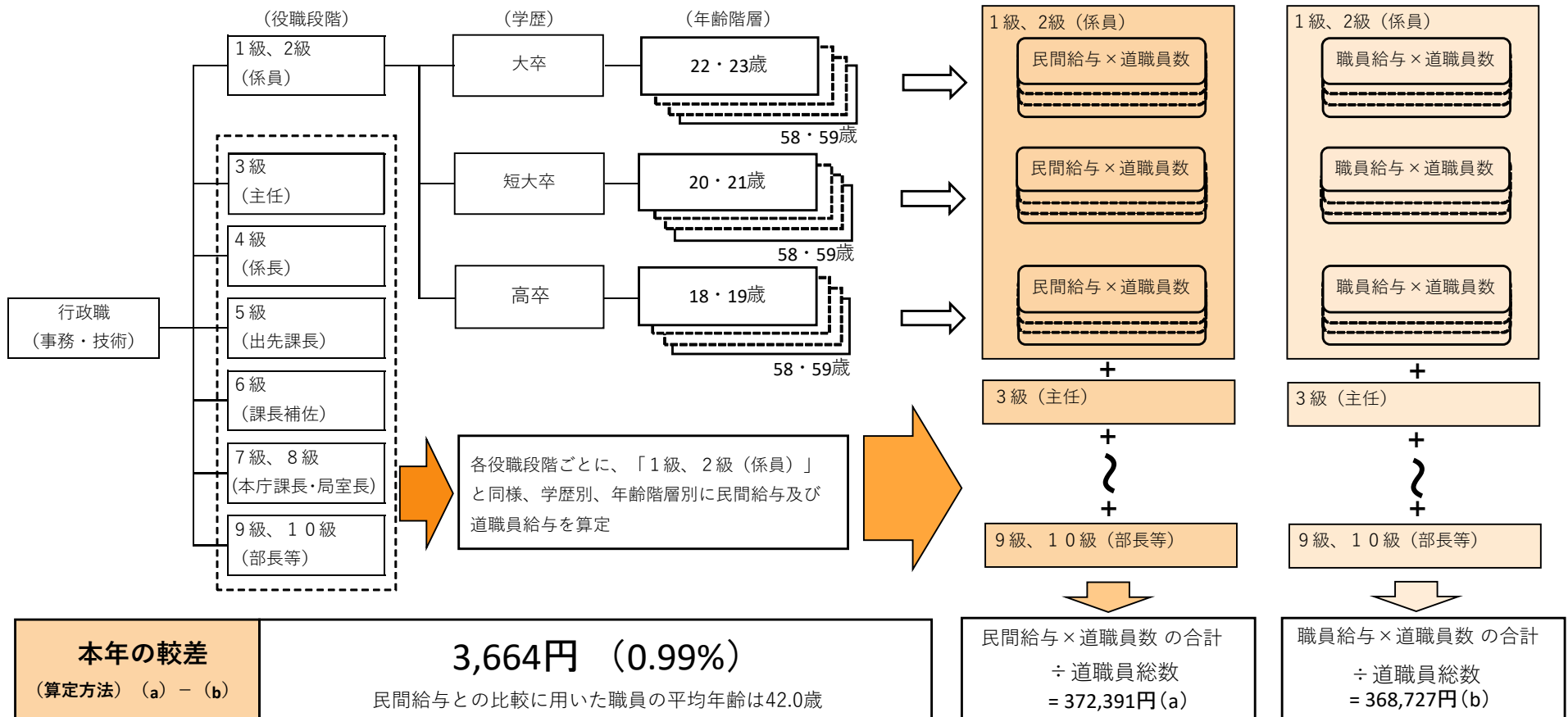


# 3 民間給与との比較

## 《比較方法（ラスパイレス方式）》

月例給の民間給与との比較においては、民間の平均給与額を同じ条件の道職員に支給した場合に要する支給額が、現に支払っている支給額に比べてどの程度差があるのかを算出しています。

具体的には、公務にあっては一般行政職、民間にあっては事務・技術関係職種の者について、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた額を算出し、両者の水準を比較しています。



## 4 本年の勧告のポイント

### <給与改定のポイント>

- ◇ 初任給を大幅に引き上げるとともに、5年ぶりに全職員の給料月額を引上げ
- ◇ 期末・勤勉手当（ボーナス）は0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### <給料表（月例給）>

- ・高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ全職員に改善の効果が及ぶよう人事院勧告に準じて給料表を改定

### <期末・勤勉手当（ボーナス）>

- ・民間の支給割合（4.48月）が職員の年間支給月数（4.40月）を0.08月上回っている
- ・改定は0.05月単位で行っていることから、年間支給月数を0.10月分引上げ（4.40月→4.50月）
- ・引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況や勤務実績に応じた給与の推進の観点から、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### <初任給調整手当>

- ・給料表の改定状況を勘案し、医師及び獣医師に対する手当額の支給限度額を引上げ（月額：300円～800円）

### <特殊勤務手当>

- ・高病原性鳥インフルエンザの殺処分に従事した職員に支給する防疫救済作業手当の支給額を引上げ（日額：380円→1,470円）

### <実施時期>

- ・令和5年4月1日から実施（防疫救済作業手当については速やかに実施）

**職員一人当たりの影響額**

【一般行政職 平均年齢41.3歳】

9.8万円（年間給与：勧告前594.7万円 → 勧告後604.5万円）

# 5 近年の給与勧告の実施状況

年度	月例給		期末・勤勉手当（ボーナス）		一般行政職の平均年収	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	862円	0.22%	4.05月	0.10月	5.3万円	0.85%
平成27年	578円	0.15%	4.10月	0.05月	2.8万円	0.44%
平成28年	657円	0.17%	4.30月	0.20月	8.6万円	1.37%
平成29年	484円	0.13%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.73%
平成30年	628円	0.17%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.47%
平成31年 (令和元年)	435円	0.12%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年	-	-	4.45月	△0.05月	△1.8万円	△0.30%
令和3年	-	-	4.30月	△0.15月	△5.5万円	△0.93%
令和4年	845円	0.23%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.84%
令和5年	3,655円	0.99%	4.50月	0.10月	9.8万円	1.65%

---

## 北海道人事委員会事務局給与課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
電 話 : 011-204-5656 (直通)  
F A X : 011-232-2709

「令和5年 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告」は  
H P に掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/kuy/>

---